

## 令和5年度地域公共交通確保維持改善事業に関する 事業評価について

地域公共交通確保維持改善事業により国の助成を受けている生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統）について、次のとおり事業の実施状況の確認・評価を行う。

### 1. 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統）の概要

#### (1) 対象路線

##### 【下高野線】

下高野線は、高野町・口和町域から松江道を経由し、三次市街地を結ぶ路線である。これにより、三次市街地への速達性が格段に向上するとともに、三次から各方面へのアクセスの向上が図られている。

沿線住民の利便性向上のため、松江道口和IC、モーモー物産館、三次市君田町・三次町を経由するルートで4往復運行している。

資料5-1 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統）  
「庄原地域内フィーダー系統確保維持計画」

※地域内フィーダー系統とは・・・

地域間交通ネットワーク（複数市町をまたがる路線）と接続して支線として運行する系統

### 2. 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統）の評価について

資料5-2、5-3

#### (1) 評価対象年度

令和5年度（令和4年10月1日～令和5年9月30日）

#### (2) 事業実施の適切性

計画に位置付けられた目標は達成できなかったものの、運行事業者・関係団体協力のもと、計画に位置付けられた事業を実施した。

#### (3) 目標・効果達成状況

【目標】 1便あたりの利用者数は、目標の5.7人以上に対して5.5人であった。

【効果】 目標数値には達しなかったが、地域住民の日常の移動手段を確保維持することができた。また、幹線バスに接続しているため広域的な移動も可能である。

#### (4) 事業の今後の改善点

- ・引き続き利用状況を観察するとともに、沿線地域の住民の意見も聞きながら、利便性向上と利用促進を図る。
- ・高齢者や障害者といった、自ら移動手段を持たない人の通院・買物などの日常生活に係る移動など、利用者のニーズや地理的条件を踏まえて、利用しやすい交通体系を構築していく。
- ・自ら移動手段を持たない人だけでなく、自動車等、自らの移動手段をもっている人など、より多くの人たちに利用してもらうため、バスマップの配布、バスの乗り方教室実施などの取り組みを継続するとともに、さらなるソフト施策の充実を図っていく。

# 地域内フィーダー系統確保維持計画

令和4年6月29日  
庄原市地域公共交通会議

## 地域内フィーダー系統確保維持計画の名称

庄原市地域内フィーダー系統確保維持計画

### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

庄原市の生活交通は、鉄道はJR芸備線とJR木次線、バス等は路線バスとこれを補完する市営バス、地域生活バス、市街地循環バス、廃止代替バス、乗合タクシー、公共交通空白地有償運送がある。これらの生活交通は、高齢者や児童生徒など自ら移動手段を持たない市民が日常生活を営むために必要不可欠なものであり、高齢化が急速に進む本市においてその必要性はますます高くなっている。

しかしながら、少子化・過疎化による利用者の減少や運転手の不足などにより、交通をめぐる環境は一段と厳しさを増しており、生活交通を確保するため、本市が負担する経費も多額となっている。

このような状況の中、生活交通は地域の基本的な社会基盤であるとの視点で、生活交通はどうあるべきかを見定めながら、地域や利用者の特性に応じた移動手段を継続して確保していくため、本市の生活交通確保のための指針として位置づける「庄原市地域公共交通計画」を令和3年5月に策定し、この計画の主旨に沿って順次見直しを進めることとしている。

今回申請する下高野線は、平成25年4月から半年間実証運行を実施し、同年10月からの本格運行を行っている。

平成25年3月30日に開通した松江道への乗り換えにより、庄原市高野町や口和町地域から三次市街地への速達性が格段に向上した。

この路線は、庄原市高野町や口和町から、三次市中心部へ乗り入れる路線であり、広域圏から三次市立三次中央病院への通院や三次市中心部での買い物などの移動手段として必要不可欠な路線となっている。

また、三次駅や三次バスセンターでの乗り継ぎにより、さらに広域的な移動が可能となるものである。

### 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

#### 1. 事業の目標

平成25年4月から試験運行を経て同年10月に本格運行を開始し、令和3年度の1便当たりの利用者数は、5.6人となっている。この利用者数を基礎とし、1便当たりの利用者数5.7人以上を目標とする。

本市の高齢化率は44.1%と全国平均よりも高く、また、人口減少率は2.2%となっている。下高野線沿線の高野町・口和町に限った場合、人口減少率は3.5%と、他の地域と比較しても人口減少が著しく進んでいることから、今後も人口減少が進み利用者の減少が見込まれる。したがって、現状維持を目標とし沿線の人口が減少するなかでも、利用促進を継続し利用者数の堅持をめざすこととする。

#### 2. 事業の効果

運行経路とダイヤを見直すことで、地域住民や利用者のニーズに即した運行となり、庄原

<p>市高野町及び口和町から三次市中心部への移動手段がより便利となる。これにより通勤や通学、通院、買い物等の利用度が高まる。</p>
<p><b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b></p> <p>地域住民との勉強会を開催するなどにより、利用実績に応じた利用促進策を検討する。</p>
<p><b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</b></p> <p>地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）「表1」添付</p> <p>運行事業者の選定理由・・・運行の安全性、運行管理体制、営業所及び車庫との距離、利用者への情報提供など総合的に判断して選定した。</p>
<p><b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</b></p> <p>補助対象経費から国庫補助額を差し引いた額は、庄原市が補助金として負担する。</p>
<p><b>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</b></p> <p>(1) 下高野線・・・備北交通(株)</p>
<p><b>7. 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法</b></p> <p>法定協議会を補助対象事業者としないため記載なし。</p>
<p><b>8. 別表1及び別表3の補助事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</b></p> <p>地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし。</p>
<p><b>9. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</b></p> <p>地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし。</p>
<p><b>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</b></p> <p>地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし。</p>
<p><b>11. 外客来訪促進計画との整合性</b></p> <p>該当なし</p>
<p><b>12. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要</b></p> <p>補助金交付要綱「表5」添付</p>

<b>13. 車両の取得に係る目的・必要性</b>
車両の取得を行わないため記載なし。
<b>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</b>
車両の取得を行わないため記載なし。
<b>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者</b>
車両の取得を行わないため記載なし。
<b>16. 老朽車両の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）</b>
公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けないため記載なし。
<b>17. 協議会の開催状況と主な議論</b>
(1) 庄原市地域公共交通会議開催状況 令和3年6月25日 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画について（合意） 令和3年8月31日 広島県実施事業 広域MaaS推進事業による庄原－広島空港線予約型バスの運行について など（書面）（合意） 令和3年9月30日 令和3年度東城地域MaaS実証運行事業にかかる予約バス・タクシーの運行について など（合意） 令和4年1月7日 令和3年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について（合意） 令和4年2月28日 学生エリアパス“ちょこっとパス”について など（書面）（合意） 令和4年6月14日 夏休み こども乗り放題パスについて（書面）（合意） 令和4年6月29日 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画について（書面）（合意）
(2) 今後の庄原市地域公共交通会議の開催予定 令和4年度 4回開催予定
<b>18. 利用者等の意見の反映状況</b>
沿線自治振興区へ出向いて、利用者からの意見を集約し、これらの意見への対応として、利用者に分かりやすい運行ルート、ダイヤの見直しを行った。

## 19. 協議会メンバーの構成

区 分	役 職 等	備 考
一般旅客自動車運送事業者の 代表者	備北交通株式会社	
	有限会社石田タクシー	
住民又は利用者	自治振興区連合会 庄原市地域女性団体連絡協議会 庄原市老人クラブ連合会 庄原市P T A連合会 庄原格致高等学校P T A 庄原市民生委員児童委員協議会	
広島運輸支局長又はその指名 する者	中国運輸局広島運輸支局	
一般旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転手が加入 する団体の代表者	私鉄中国地方労働組合備北交通支部	
広島県警察庄原警察署長又は その指名する者	庄原警察署交通課	
鉄道事業者	西日本旅客鉄道株式会社	
道路管理者	庄原市環境建設部	
観光団体の団体者	庄原観光推進機構	
商工団体の代表者	庄原商工会議所	
	備北商工会	
	東城町商工会	
学識経験を有する者	米子工業高等専門学校教授	
広島県の職員	広島県地域政策局交通対策担当	
市の職員	庄原市生活福祉部	
その他市長が必要と認める者	庄原市地域福祉ネットワーク会議	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	計画 運行 日数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
庄原市 三次市	備北交通(株)	(1) 下高野線	新市車庫	モーター 産館・君 田	三次工 業団地	往 49.8km 復 49.8km	1,212回	363日		路線定期運行	①	③
		(2)				往 復	回	日				
		(3)				往 復	回	日				
		(4)				往 復	回	日				
		(5)				往 復	回	日				

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかにについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」に「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	庄原市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	33,633
交通不便地域等	33,633

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
33,633	庄原市	過疎地域自立促進特別措置法
15,476	旧 本田村、山内北村、高村、西城町、八銚村、新坂村、小奴可村、八幡村、田森村、久代村、帝釈村、口南村、口北村、下高野山村、上高野山村、比和、領家	山村振興法

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

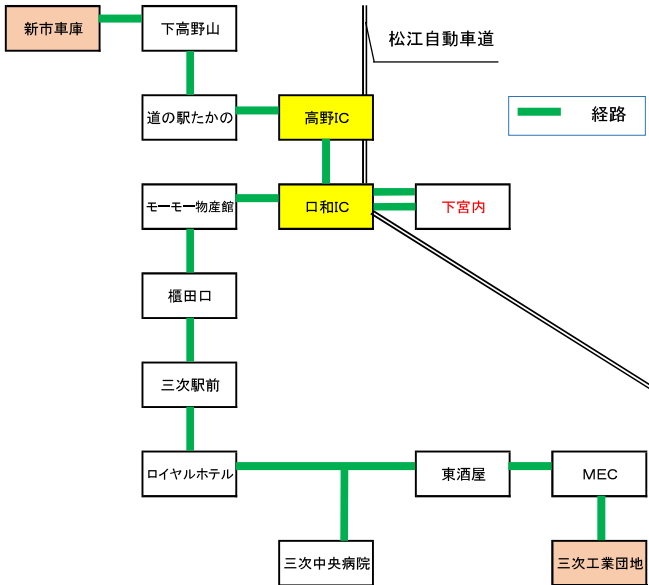
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

▼下高野線 運行系統図



▼下高野線 運行ダイヤ【令和3年4月1日～】

高野～(下宮内、君田、三次町経由)～三次						
	新市車庫	下宮内	モーター物産館	榎田口	三次中央病院	三次工業団地
往路 ①	6:49	7:16	7:25	7:29	8:05	8:12
往路 ②	12:50	13:17	13:26	13:30	14:06	14:13
往路 ③	15:05	15:32	15:41	15:45	16:21	16:28
往路 ④	17:00	17:27	17:36	17:40	18:16	18:23

三次～(三次町、君田、下宮内経由)～高野						
	三次工業団地	三次中央病院	榎田口	モーター物産館	下宮内	新市車庫
復路 ①	11:10	11:17	11:53	11:58	12:06	12:33
復路 ②	13:25	13:32	14:08	14:13	14:21	14:48
復路 ③	15:23	15:30	16:06	16:11	16:19	16:46
復路 ④	17:35	17:42	18:18	18:23	18:31	18:58

※高野～(松江道経由)～口和IC～君田町～、三次町～三次

月～金:4往復

土・日・祝:2往復

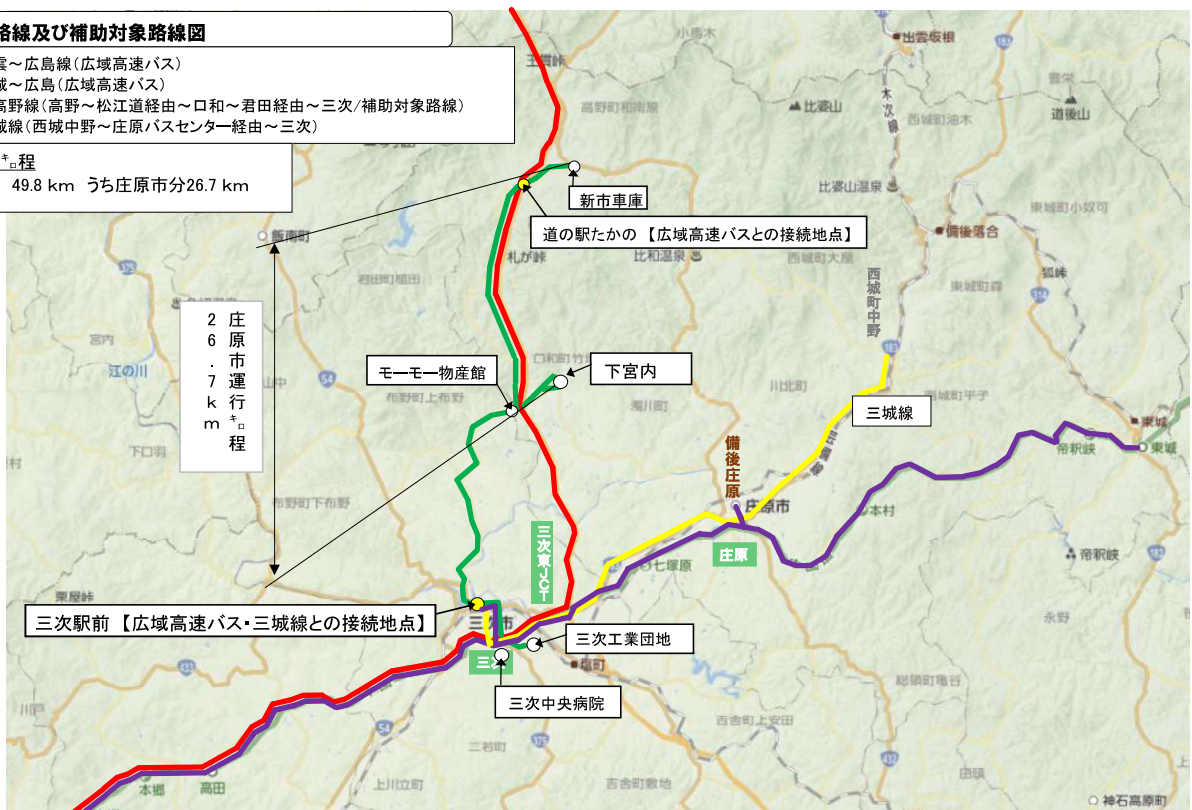
▼12/30～12/31 土日祝ダイヤ ▼1/1～1/2 連休 ▼1/3 土日祝ダイヤ

▼8/13～8/15 土日祝ダイヤ

広域幹線路線及び補助対象路線図

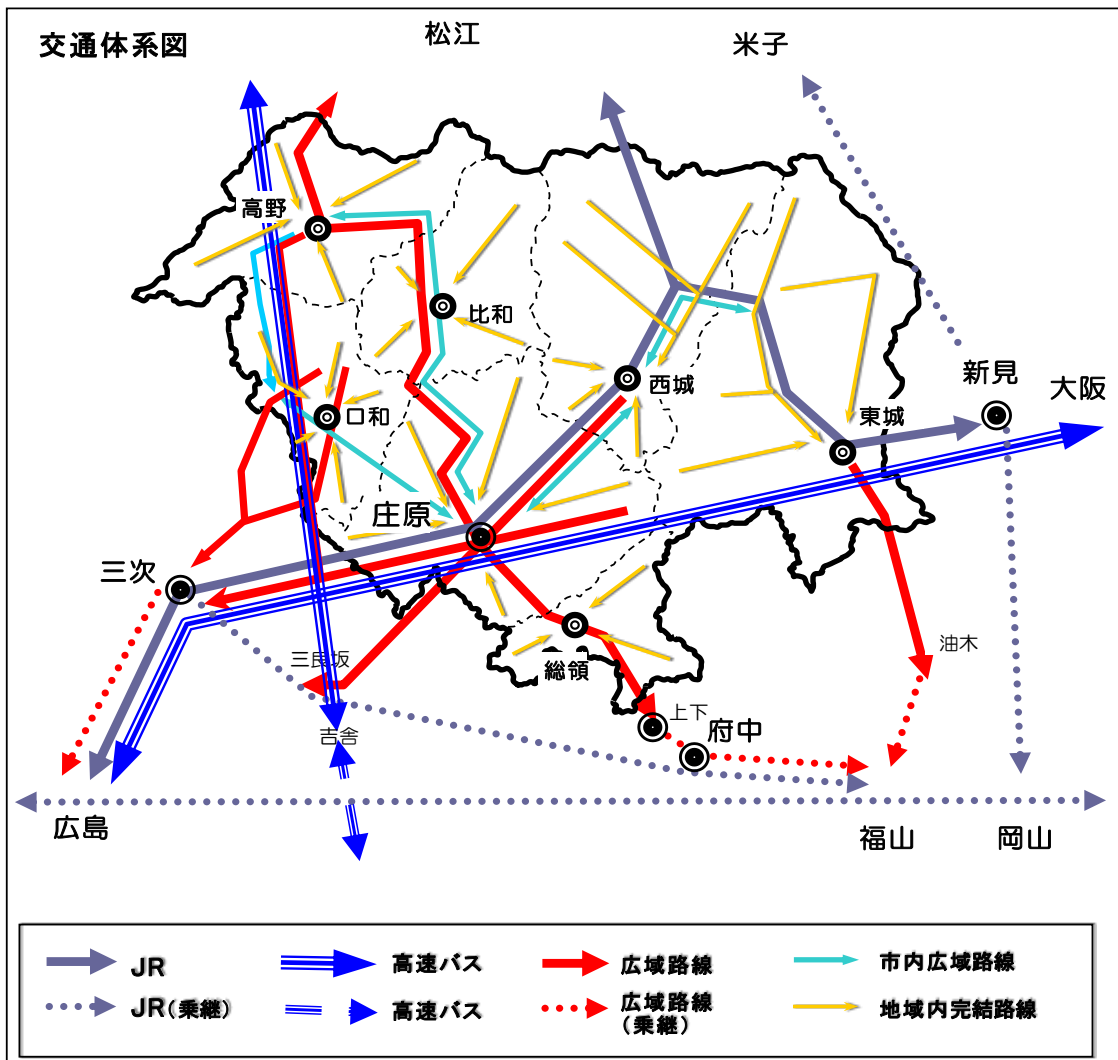
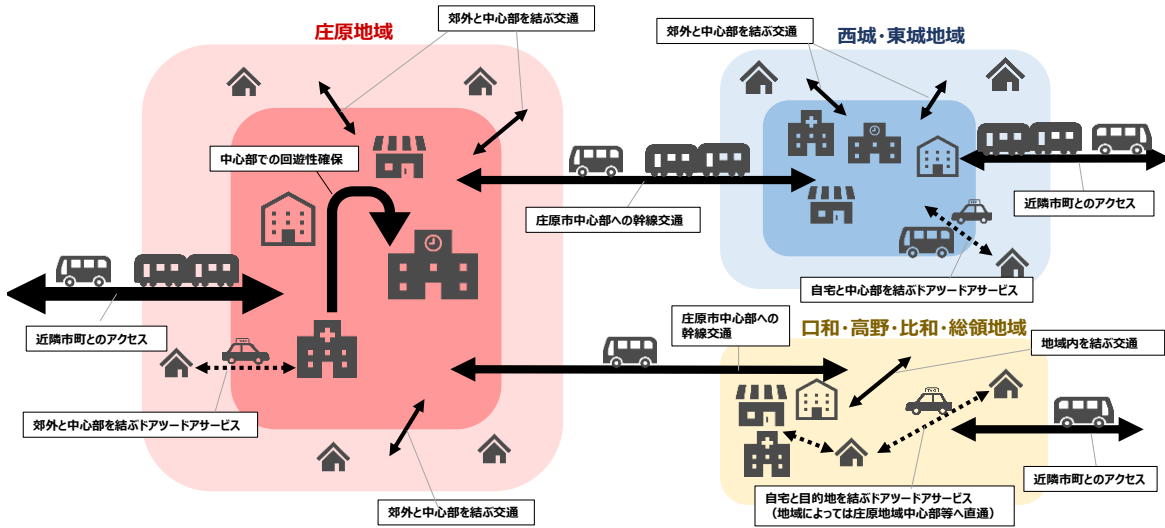
- 出雲～広島線(広域高速バス)
- 東城～広島(広域高速バス)
- 下高野線(高野～松江道経由～口和～君田経由～三次/補助対象路線)
- 三城線(西城中野～庄原バスセンター経由～三次)

◆下高野線<sup>上</sup>の行程  
下高野線 49.8 km うち庄原市分26.7 km

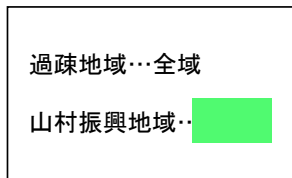




# 庄原市がめざす地域公共交通体系のイメージ



庄原市交通不便地域内訳(表5(2)添付書類)



地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

資料5-2

令和 年 月 日

協議会名: 庄原市地域公共交通会議

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
備北交通株式会社 下高野線	1日 平日4往復、土日祝2往復	運行事業者と協議のもと、観光施設の周遊及び接続路線との乗り継ぎを考慮しながら、ダイヤ改正の検討を行った。	A 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	B 1便あたりの利用者を5.7人以上としていたが、実績は5.5人であった。	利用が減少しているものの、住民の日常生活に欠かせない路線であることから、現在の運行形態を維持しつつ、利便性向上に向けたダイヤ改正等を検討する。

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 年 月 日

協議会名:	庄原市地域公共交通会議
評価対象事業名:	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿(事業実施の目的・必要性)	<p>庄原市は、広島県の北東部、中国地方のほぼ中央に位置し、面積は1,249.49km<sup>2</sup>で広島県の約14%を占め、全国の自治体の中で13番目の面積となっています。人口は令和5年11月末現在で32,086人となっています。</p> <p>本市の生活交通は、鉄道はJR芸備線とJR木次線、バス等は路線バスとこれを補完する市営バス、地域生活バス、市街地循環バス、廃止代替等バス、乗合タクシーがあります。これらの生活交通は、高齢者や児童生徒など自ら移動手段を持たない市民が日常生活を営むために必要不可欠なものであり、高齢化が急速に進む本市においてその必要性はますます高くなっています。</p> <p>しかしながら、人口減少などにより利用者が減少し、経費の増加など交通をめぐる経営環境は一段と厳しさを増しており、生活交通を確保するため、本市が負担する経費も約2.6億円となっています。</p> <p>このような状況の中、生活交通は地域の基本的な社会基盤であるとの視点で生活交通はどうあるべきかを見定めながら、地域や利用者の特性に応じた移動手段を継続して確保していくため、本市の生活交通確保のための指針として位置づける「庄原市地域公共交通計画」を令和3年5月に策定しました。</p> <p>本事業の対象路線である下高野線は、松江道の開通により、庄原市高野町や口和町地域から三次市街地への速達性が格段に向上することとなり、同年4月から半年間、本事業の活用を前提とした実証運行を実施し、10月から本格運行を行っております。この路線は、庄原市高野町や口和町から、三次市中心部へ乗り入れる路線であり、広域圏から三次市立三次中央病院への通院や三次市中心部での買い物などの移動手段として必要不可欠な路線となっています。また、交通結節点である三次駅での乗り継ぎにより、さらに広域的な移動が可能となるものです。</p>

# 令和5年度 地域公共交通確保維持改善事業 事業評価

## 庄原市地域公共交通会議

### 生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統)の概要



#### 庄原市の概要

- ・平成17年3月に1市6町が合併
- ・人口 32,086人(令和5年11月30日現在)
- ・面積 1,246.49km<sup>2</sup>

#### 交通会議の構成員

庄原市、広島県、中国運輸局広島運輸支局、学識経験者、住民または利用者の代表(備北交通株)、(有)石田タクシー、私鉄中国地方労組備北支部、商工団体、観光団体

#### 概要

庄原市は、中国山地のほぼ中央に位置する中山間地域で、近畿以西で最大の面積を有する広大な”まち”です。本市の生活交通は、鉄道についてはJR芸備線とJR木次線、バスについては、事業者が運行する路線バスと、これを補完する移動手段として、市営バス、廃止代替バス、乗合タクシー、市民タクシーなどがあります。これらの生活交通は、高齢者や児童生徒など、自ら移動手段を持たない市民にとって必要不可欠なものであり、高齢化が進む本市では、ますますその必要性が高まっています。一方、マイカーの普及や過疎化による利用者の減少など、生活交通を取り巻く環境はとてつもない状態が続いています。こうした中、合併により広域となった生活圏域の移動における市民ニーズに対応する取り組みとして、旧高野・口和地域から交通結節点である三次とを結ぶ下高野線を設定し、地域内フィーダー系統として運行しています。

#### 交通会議の主な取り組み

- ・地域内生活交通の再編
- ・市街地循環バスの整備
- ・市民タクシー制度の改善
- ・公共交通の利用促進策の推進
- ・交通空白地域におけるフィーダー交通の導入 など

#### 交通会議における検討

会議の開催状況 5回開催

- ・第1回(R5.4.24)  
令和5年度MaaS運行モデル事業などについて協議
- ・第2回(R5.6.20)(書面協議)  
地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
- ・第3回(R5.8.28)  
地域公共交通計画と補助制度の連動化に伴う庄原市地域公共交通計画の見直しなどについて協議
- ・第4回(R5.9.14)(書面協議)  
自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)の更新登録について協議
- ・第5回(R5.10.23)(書面協議)  
西城地域廃止代替等バス「道後山線」の冬期間における延長路線の新設について協議

## 庄原市地域公共交通会議 事業の評価

#### 定量的な目標・効果

##### 【下高野線】

(目標)・1便あたりの利用者数を5.7人以上とする。(目標の根拠:R3.4~R4.3の利用者平均5.6人)  
(効果)・庄原市高野町及び口和町から三次市中心部への移動支援。通勤や通学、通院、買い物等の利用促進。

#### 昨年度の自己評価に対するフォローアップ

利用実態に即した促進策を継続的に実施、また、利用者及び運行事業者と協議を行った。

#### 実施した利用促進策

- ①運行事業者の協力により「乗り放題バス」の発売による利用促進及びモビリティマネジメントを実施した。
- ②バスマップを作成し、停留所の時刻、運賃額、付近の公共施設の案内等、該当路線それぞれのマップの配布により利用を案内。

#### 昨年度の運輸局二次評価に対するフォローアップ

- ・利用促進については、
  - ①バスマップの配布
  - ②沿線地域の利用実態等を聞き取り
 こうした利用促進策を継続的に行う。

#### 地域住民の意見の反映

・利用状況やニーズ等を精査し、課題の洗い出しや見直し等の検討を行った。

## 事業実施の適切性

・下高野線は、運行事業者・関係団体協力のもと、計画どおり事業は適切に実施された。

## 目標・効果達成状況

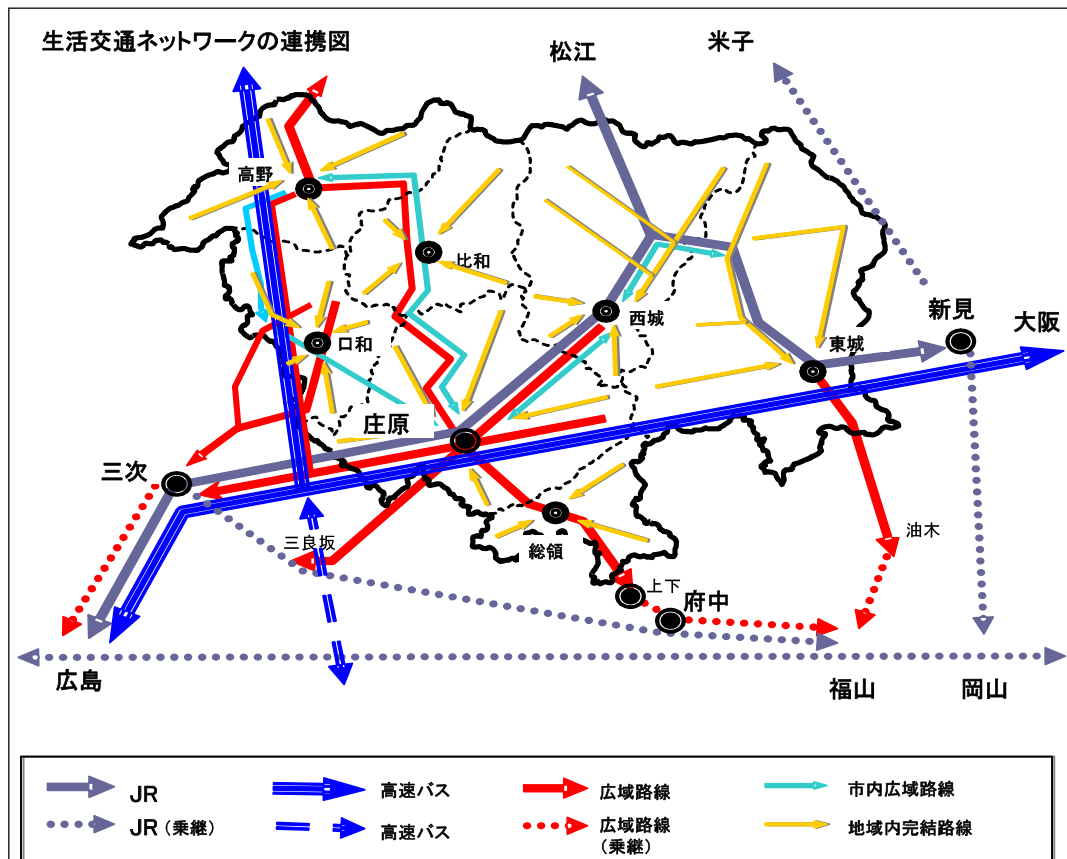
・下高野線:(目標)1便当たりの利用者数は5.5人で、目標(5.7人以上)を達成できなかった。

(効果)目標数値には達しなかったが、地域住民の日常の移動手段を確保維持することができた。また、幹線バスに接続しているため広域的な移動も可能である。

## 事業の今後の改善点

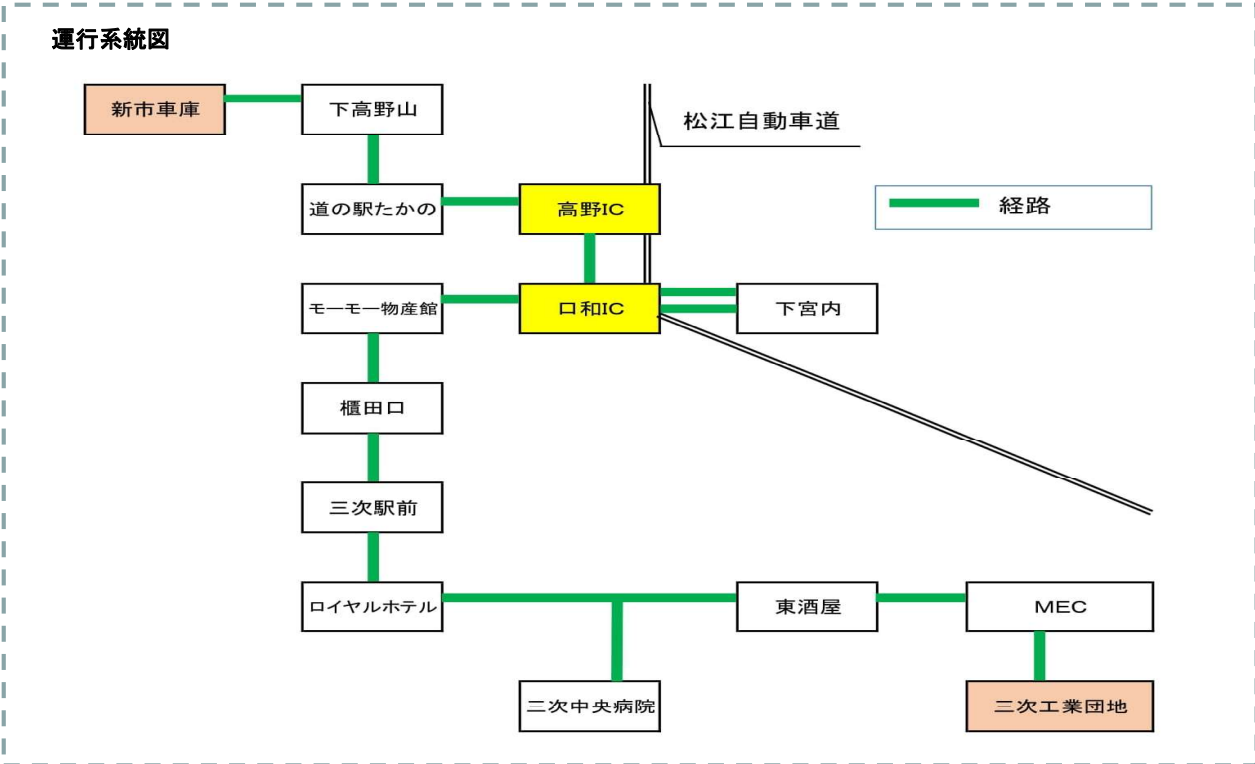
- ・引き続き利用状況を観察するとともに、沿線地域の住民の意見も聞きながら、利便性向上と利用促進を図る。
- ・高齢者など、自ら移動手段を持たない人の通院・買物などの日常生活に係る移動など、利用者のニーズや地理的条件を踏まえて、利用しやすい交通体系を構築していく。
- ・自ら移動手段を持たない人だけでなく、自動車等、自らの移動手段をもっている人など、より多くの人たちに利用してもらうため、バスマップの配布、バスの乗り方教室実施などの取り組みを継続するとともに、さらなるソフト施策の充実を図っていく。

## 交通体系図 別紙



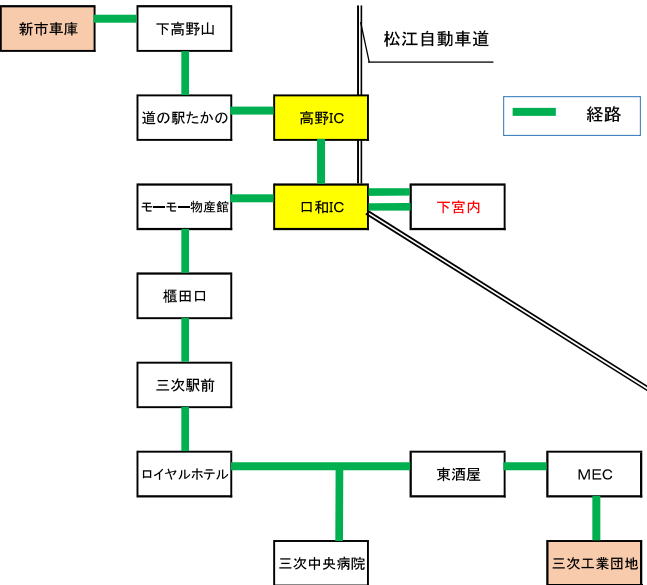
# 運行系統図 別紙

系統名: 下高野線  
 運行形態: 4路線・乗合バス型(定期)  
 運行日・便数: 1/1、1/2を除く毎日運行 月～金 4便 土日祝 2便  
 運賃: 対キロ区間制(160円～1,580円)



地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要 別紙資料

### ▼下高野線 運行系統図



### ▼下高野線 運行ダイヤ【令和3年4月1日～】

高野～(下宮内、君田、三次町経由)～三次							
	新市車庫	下宮内	モーモー物産館	樫田口	三次中央病院	三次工業団地	
往路	①	6:49	7:16	7:25	7:29	8:05	8:12 ※土・日・祝
	②	12:50	13:17	13:26	13:30	14:06	14:13
	③	15:05	15:32	15:41	15:45	16:21	16:28 ※土・日・祝
	④	17:00	17:27	17:36	17:40	18:16	18:23

三次～(三次町、君田、下宮内経由)～高野							
	三次工業団地	三次中央病院	樫田口	モーモー物産館	下宮内	新市車庫	
復路	①	11:10	11:17	11:53	11:57	12:06	12:33
	②	13:25	13:32	14:08	14:13	14:21	14:48 ※土・日・祝
	③	15:23	15:30	16:06	16:10	16:19	16:46
	④	17:35	17:42	18:18	18:23	18:31	18:58 ※土・日・祝

※高野～(松江道経由)～口和IC～君田町～、三次町～三次

月～金: 4往復  
 土・日・祝: 2往復

▼12/30、12/31 日祝ダイヤ ▼1/1、1/2 連休 ▼1/3 日祝ダイヤ  
 ▼8/13～8/15 日祝ダイヤ

**広域幹線路線及び補助対象路線図**

- 出雲～広島線(広域高速バス)
- 東城～広島(広域高速バス)
- 下高野線(高野～松江道経由～口和～君田経由～三次/補助対象路線)
- 三城線(西城中野～庄原バスセンター経由～三次)

◆下高野線<sup>※</sup>の程  
 下高野線 49.8 km うち庄原市分26.7 km

2  
 6  
 7  
 km  
 の  
 程

